

学びの多様化学校備品選定業務に係る提案募集要領

1 趣旨

静岡市では、令和8年4月に中学生を対象とした学びの多様化学校を開校予定である。学びの多様化学校とは、不登校あるいはその傾向にある児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を行う学校である。

静岡市の学びの多様化学校では、リラックスしたい時、個人で集中して学習に取り組みたい時、仲間や教員と楽しくコミュニケーションを取りたい時など、一人ひとりの心と体の状況に応じて学ぶ場所や過ごす場所、学び方を選択出来るよう空間を整えていく。ゆえに、各部屋に取り入れる備品は、不登校の生徒が少しでも登校に前向きになれるような一般的な学校とは違う「学校らしくない学校」をつくるための重要な役割を担うこととなる。

今回の備品選定にあたっては、これらの趣旨及び以下の内容に沿った提案を募集し、提案審査会にて最も高評価を得た業者を契約候補者として見積執行を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

学びの多様化学校備品選定業務

(2) 業務内容

学びの多様化学校の意義を理解し、備品選定のための提案を行う。

(3) 提案審査会日程

令和7年10月29日(水)(予備日:10月30日(木))

※申込期間等については、「4 実施スケジュール」のとおり

(4) 契約上限金額

11,800,000 円 (※消費税及び地方消費税 10%を含む) を上限とする。

※搬入・設置費込みとする。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 納品場所

静岡市立新通小学校 東校舎3、4階(静岡市葵区駒形通2丁目4-47)

(6) 納品日

令和8年3月中旬から下旬(予定)

(7) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 提案にあたり必要な参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市物品調達における入札参加資格を有していること。
- (5) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (6) 提案書作成要領に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 実施スケジュール

内容	期限	注意事項
公募開始	令和7年9月22日（月）	・ 静岡市ホームページ上で公開
質問受付期間 現地確認申請受付期間	令和7年10月10日（金） 17時まで受付	・ 質問票【様式2】、現地確認申請書【様式3】を電子メールにて提出
現地確認期間	令和7年10月17日（金）	
参加申請書・提案書等の提出	令和7年10月22日（水） 17時まで受付（必着）	・ 静岡市役所清水庁舎まで持参又は郵送 ・ 提案審査会の開催日時については、書類受理後正式に通知予定
提案審査会	令和7年10月29日（水） ※予備日：10月30日（木）	・ 静岡市役所清水庁舎3階305会議室を予定
審査結果の通知	令和7年11月4日（火）以降	提案審査会参加者に通知

5 提出書類等

- (1) 提出書類について

ア 提案審査会参加申請書【様式1】（1部）

イ 提案書（紙媒体 10 部＋電子データ 1 部）

※ 電子データは PDF 版にして電子メール等で提出すること。

ウ 見積書（1 部）

（2）提出期限

令和 7 年 10 月 22 日（水）17 時まで（必着）

6 提案書の作成について

「提案書作成要領」のとおり

7 質問受付及び回答方法について

本募集要領等の内容について不明な点がある場合は、質問票【様式 2】に記載の上、提出すること。

（1）提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、メールのタイトルは「学びの多様化学校備品選定業務 質問票（業者名）」
とすること。

（2）提出先

静岡市教育委員会事務局学校教育課 学びの多様化推進室

E-mail:gakkyo@city.shizuoka.lg.jp

（3）受付期間

令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時まで

（4）回答方法

回答を作成次第、参加申請者全員にメールにて回答するとともに、ホームページに掲載する。

8 現地確認申請受付及び回答方法について

提案書作成にあたり、静岡市立新通小学校への現地確認を希望する場合は、現地確認申請書【様式 3】に記載の上、提出すること。

（1）提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、メールのタイトルは「学びの多様化学校備品選定業務 現地確認申請（業者名）」とすること。

（2）提出先

静岡市教育委員会事務局学校教育課 学びの多様化推進室

E-mail:gakkyo@city.shizuoka.lg.jp

（3）受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月10日（金）17時まで

（4）回答方法

日程調整完了次第、申請者宛てメールにて回答する。

（5）現地住所

静岡市葵区駒形通2丁目4-47（静岡市立新通小学校東校舎3、4階）

（6）現地確認期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月17日（金）まで

（7）注意事項

ア 現地確認の回数は、公平性を鑑み、各業者1回までとする。また、確認時間は2時間を上限とする。

イ 写真撮影の際には、児童の名前など個人情報が写らないようにすること。また、審査会以外の目的で使用せず、撮影した写真は審査会終了後速やかに破棄すること。

9 提案審査会及び審査項目について

（1）提案審査会参加決定通知について

令和7年10月23日（木）に、参加申請書記載のメールアドレス宛てに会場案内や集合時刻等について通知します。

（2）実施方法等

ア 提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーションにおける時間配分は、次のとおりとする。

・説明：15分 ・質疑応答：10分

ウ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。なお、HDMI 接続に対応できるパソコンを使用すること。

オ モニターは事務局が用意する。

カ 審査基準【別紙】の上から順番どおりにプレゼンテーションを行うこと。

キ 商品の持参を認める。ただし、プレゼンテーション出席者3人以内で搬出入が可能な範囲とし、本市職員の手伝いを求めないものとする。

（3）評価者

本市が設置する提案審査会における審査員が評価者となる。

（4）提案の評価

提案審査会の審査員は審査基準【別紙】に基づき採点し、最高点の者を見積執行（徴取）参加者及び契約候補者とする。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 提案審査会の集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

11 契約手続き等

選定結果の通知後、候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

12 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成・提出、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 参加申請書や提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式4】を提出すること。

13 事務局（問合せ先）

〒 424 - 8701

静岡県静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所 清水庁舎 8階）

静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課 学びの多様化推進室

電 話：054-354-2522

メール：gakkyo@city.shizuoka.lg.jp

審査基準

1 評価点について

審査にあたり、審査員は次の4段階で評価する。

良い＝3、まあ良い＝2、あまりよくない＝1、良くない＝0

2 審査項目及び審査基準等について

提案会参加者は、次に示す審査項目及び審査基準を意識して、提案書の作成、プレゼンテーションを行うこと。

審査項目	審査基準	配点比率
デザイン性	(1) 静岡市の学びの多様化学校の趣旨を理解し、「学校らしくない学校」が反映できている	3
	(2) 部屋ごとのデザインコンセプトをもち、備品の色彩やテイストの統一感が意識されている	3
安全性	(1) 日常への安全への配慮（事故防止、シックハウス症候群等）	2
	(2) 防災への配慮（地震や火災、水害への対策等）	2
拡張性	(1) リビングルームとカフェ・ラボにおいて、簡易的なレイアウト変更が可能である	2
耐久性	(1) 転倒などの衝撃に耐えられるものである	1
	(2) 代替品がすぐに手に入る、もしくは部品交換が可能である	1
機能性	(1) 取扱いが容易である	1
	(2) メンテナンスが容易である（汚れを除去しやすい等）	1
その他	(1) グリーン購入法適合商品など、地球環境にやさしい製品を取り入れている	1

（満点：255点）

3 同点となった場合の対応について

提案審査会審査員の中で協議し決定する。

4 最低基準について

合計評価点が6割未満（153点未満）の業者は、契約候補者として選出しない。